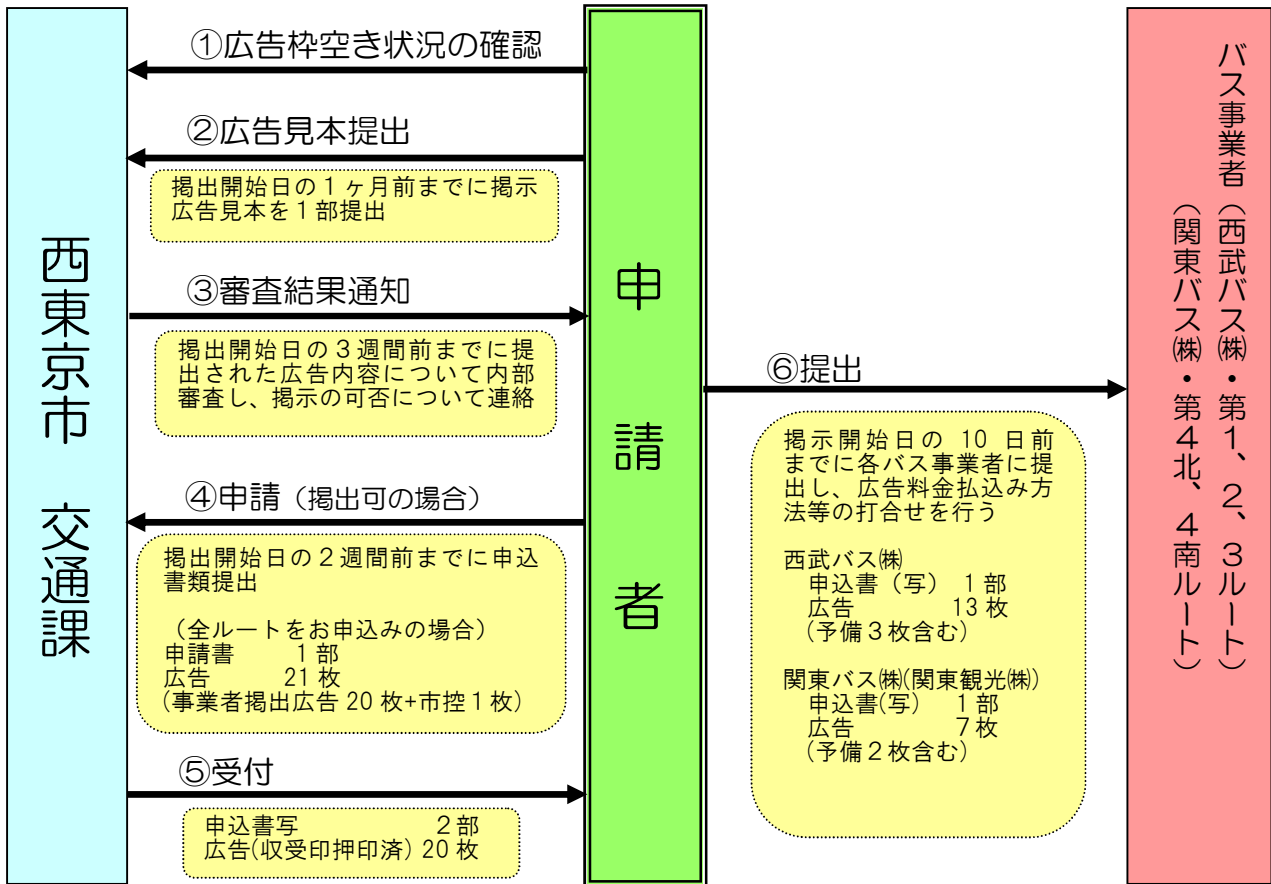


西東京市はなバス車内広告掲出手続きについて



- ① 広告枠空き状況について、交通課までお問合せください。
- ②③はなバス車内に掲出することが適当であるかの内部審査を行うため、掲出広告案を1部提出して事前審査を受けてください。審査結果を申請者へご連絡いたします。
- ④ 申請者が申込書および掲出広告を交通課（保谷東分庁舎2階）へ提出してください。
※掲出するルート毎に必要な枚数は下記表のとおりです。例) 全ルートの場合計21枚

ルート	掲出広告枚数	予備	合計	市控え
第1ルート	3枚	1枚	4枚	1枚
第2・3ルート	7枚	2枚	9枚	
第4北・南ルート	5枚	2枚	7枚	

- ⑤ 交通課で申込書を受理し、收受印を押印した申込書(写)2部および掲出する広告を申請者へお渡しします。
- ⑥ 交通課から渡された書類を掲出開始日の10日前までに各バス事業者に提出し、支払方法等について直接各バス事業者と協議してください。
 広告料金：1,000円（消費税別途）／枚・月・台（直接バス事業者に支払う）
 車両数：最大15台
 西武バス株…第1ルート3台、第2・3ルート7台
 関東バス株（関東観光株）…第4北・南ルート5台
 サイズ：A3横
 余白：広告の外周部3cm程度が隠れたり、見え難くなったりする事があります。
 注意事項：QRコードについては、車内での転倒防止のため、表示不可となります。
 その他：契約期間内であれば途中での意匠変更は可能です。（月単位）

お問合せ 西東京市まちづくり部交通課 042-439-4435 koutsuu@city.nishitokyo.lg.jp